

## 川崎市交通局ＩＣカード乗車券導入推進委員会設置要綱

〔平成１７年４月１４日付〕  
〔１７川交経企第７号〕

### （目的及び設置）

第１条 ＩＣカード乗車券の導入にあたり、川崎市交通局としてのシステム全体の構築、検証等を行い、導入準備を的確に遂行するため、川崎市交通局ＩＣカード乗車券導入推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第２条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （１）ＩＣカード対応の料金箱導入計画の策定に関すること。
- （２）ＩＣカード導入に伴う精算方法等の検討に関すること。
- （３）ＩＣカード導入に伴う関連機器設置方法の検討に関すること。
- （４）ＩＣカードデータの通信ネットワークの構築に関すること。
- （５）収入データ等の後方業務システムの構築に関すること。
- （６）前５号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

### （組織）

第３条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- ２ 委員長は、自動車部長をもって充てる。
- ３ 副委員長は、自動車部管理課長をもって充てる。
- ４ 委員は、企画管理部庶務課、経営企画課、経理課、労務担当、自動車部運輸課、お客様サービス課、安全指導課、各営業所の長をもって充てる。

### （委員長及び副委員長の職務）

第４条 委員長は、推進委員会を代表し、推進委員会の事務を総理する。

- ２ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第５条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

- ２ 委員長は、必要と認めるときに関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### （ワーキンググループ）

第６条 推進委員会に、第２条に掲げる所掌事務を円滑に行うため、ワーキンググループ

を置く。

- 2 ワーキンググループは座長及び委員をもって組織する。
- 3 ワーキンググループの座長及び委員は、委員長が必要に応じて指名する。
- 4 ワーキンググループの会議は、必要に応じて座長が招集する。

(庶務)

第7条 推進委員会等の庶務は、自動車部管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。